寛永諸家譜

宇多源氏

七卷之内

153

内閣文庫
番號 和 20199
冊數 186 (153)
函號 特 76 1

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

朽木
松下

寛永諸家系圖傳

宇多源氏

朽木

佐々木乃流

宇多天皇八代

秀義

大夫尉 使

十三歳小々六條乃判官為義が子と

なり

浅草文庫

保安二年十一月一日首服を加たり還
をあるに
保元年治兵革乃時義朝小たゞび
合戦を
彤朝伊豆國にあるに時旧好をもて
きゞ子息等をもてこれをたす
しめ給貳乃たん義とあるなり
治承四年八月山木判官兼隆誅代
の時子息等義朝乃敵前にして北条し戦功を
励を
寿永三年七月十九日伊賀國よりとひく
源平合戦乃時秀義及五郎義清大夫
掾をもてこれをせむ時より平氏蜀進士
家助義弟蔚家紙をもひ家清入道平西
右郎家継右羽七信兼子息九郎清を師
等をもてやがて秀義
一族攻戦し敵九十余人討取遂に討死
を事一関東に達し第一乃勲功に

さぶめ仁感激のあまり涙よ没場乃
弔礼をあづかる

宗綱

任五位上使左郎判官と号を
七ケ國乃也護
兼安元年彰和伊豆乃國ふあ乃紀
今茅之郎盛綱を相具して糸作を
治兼田年八月十七日彰和義兵のは

しめ伊豆國乃目代宋判官邑隆を
追討乃と紀小条時政対ち乃大将軍た
る宗綱ゑ綱まげ邑隆が援兵堀搖る
信遠を討取
同月廿日石橋山合戦よりゆく宗綱
源ゑ盛綱ゑ綱兄弟四人軍忠を抽づ
志ゆのゆなりを楊山場に合戦乃付宗綱
先よりゆくむしと三ケ度なり又平家
追討乃とさ舎弟をして西國よ

をむしむけ宣綱ハ伯耆より
く関東よりとぐまる
建久四年十二月廿日安房のくに七ケ
國乃内若一所ばくくらを抜波
國ハ他人乃沙汰を停止を一条
地頭職とゝ長門石見乃西國ハ
守護職ゝ補せらる
建仁三年六月廿日河野活橋金成
を誅せらるゝ仗よ長野心

を合京ゝありよりこれを誅討
をごさのより伯耆をけゝ
ゝ上洛ゝ同年七月十六日坂東而
搜市ゝ東山延年ゝ金成子
長彩金を伺ゝこれを討取
元久元年四月十六日使乃宣旨を蒙
同二年四月七日病ゝ
同月十五日ゝ卒を

經言

佐々木次郎と号し　中務丞
正治二年わかゝを　法名蓮
楯山城に合戦の乃ち記こと度々なりし
寿永二年十二月廿二日新勅の命より
より經言をよび言渋おもよ上総
小権介結城を刺殺し結城常の童
主人の勢をさそ右日をぬき中
門より走入る綱右衛門又これをさし
ころを
建久三年六月十六日天下逆乱の記
經言院中より糸作り合戦の計
策をめぐらす友軍敗走の後頼朝
より隠居こふとく小糸恭時使者問答
三郎とはかりいとく情をみぐ
もり命を捨ることなりし関東よ
りく罷を謝し免宥をこふ所
しむ色しとなり　附よ經言がいとく

これ我自殺をもくしるるの河内なん
ぞ色を恥ざらんやといひく刎刀を
うり胸腹を裂く年卯をいまぐ命
絶らさるる時肩輿うしろをけのせく
六波羅ていいるこ小をひく巻時
うしをみくいく我素志て遠豆
き恨てあるやや経る那女眼を
用微笑て邀て言を数せどし
て死を

盛綱

佐々木三郎と号す　左兵衛尉
加地と称す　法名西念
家乃紋■■加地磯部東ゝ舎田等乃祖
揺山堀口合戦より度々之陣よりもし
仁安元年十月七日十六歳ゝく父の
命てうり伊豆国ていり形勢
より帰一日義を結を同月十七日乃
義仗国てをいく首服を形勢自

脇獨を點じ一族九郎盛長加冠する
こと時秀綱を改て盛綱と稱ぜ給
ふをとゝのれどしゝ年月を送り
彩和小条乃鍛よりひゝ時政乃息女
二位家より通時盛綱一人を召具し
治承四年八月十六日山木判官兼隆誅
罰乃時先陣を賜る皆發向を志れども
盛綱ハ左右をとゝのれど何條をごさ
ゝ彩和の命令をとゝのゝ独留作を

時ゝ兼隆が鍛乃合戦雄雄いまゝ決
せざる事ゝでよ遲ゝをとゝぶの乃
はゝくこれを易決をごさの旨命を氣
ゝ加茂次京屋と和よ投而よ北向
刈鍛乃内ゝ打入京屋盛綱等遂
よ兼隆を討取兼隆が和僧の楯馬と
以服車盛綱これとゝのゝ鍛ゝ放火
てか屋ゝ兼隆が首并よ按合而の右力
京屋これをゝのゝ名こを献ぜ

同月廿三日石橋山合戦の時敵を攻ざ軍勢を免し

高綱

佐々木四郎と号す　左衛尉

野木乃社

俊前妻藍田防田惣領日向雲号

と称ず

揚山合戦より七ケ度之懸

元暦年中木曽義仲并ゟ平家

追伐乃ゟ為関東の軍兵上洛のとき

軍勢より第一の名馬を拾ひ乗れ

ゟ宇治川を渡一陣ゟ乗む天下静

謐の様小隠道を拾ふ者れども相

知ざるゟ加ゟ馬ゟ乗て遠ゟ

初乗一ゟ野山ゟ位を

義清

須俣と称ず　佐々木六郎　初雲須俣

笠乃寺　左京亮　相模の国大庭の住
法名蓮法　母八潮　右京亮　重国が女
陽波上郷　廣田坂田笠の祀　家の紋二梅遠

巌秀

山徒

六郎法橋と号す　又作ニ木右田の
法橋と号す　右田乃祀

能恵

高野山より住す

廣綱

使　送五位下　山城守　万木蔦笠の
祀　坂島羽院乃御宇
建保四年閏六月廿六日検非違使ヲ
任ず

同六年十月十六日　日吉御幸のとき
法橋乃宿人となり　供奉付て山徒
の童形法師を双備して　逃去万

人付留はさるべき事
同廿一日位立位下ス叙ス使ヲその
ヒ十五日日吉ヲヒラク臺
を付ラレ勅賞乃ヨリ叙位乃
庇付ス載ス冠冒を施を
彩久三年四月十六日山城ヲ
但ス
同年遷都乃時院方より宗成七月
一日因人となり舎弟信綱より右近
ら也同二日ス命東前せら
宣重
使小右馬と号と　右馬頭　近江ス
境乃祀
建久二年七月二十日山門西堂
訴ヲ
諫せら
宣旨
右馬頭

信綱

使 左兵衛 佐五位 近江守
此時 朽木 右を 為 仕
正治二年五月九日 近江国 相京 ニ
を 逐 得 て
建仁三年 山門 堂 衆 退 治 の 時
一陣 ニ 北向
元久二年 閏七月 廿三日 武蔵 左兵衛 佐
勅 政 退 治 の 時 又 一陣 ニ 進 大 腰 を
対 ら 色 情 感 を 蒙 当 家 寄 懸 の 級 ハ
此 時 院 より 下 給 ふ
建暦元年十月十二日 左近 将監 ニ
任 ず
承久三年四月十六日 左兵衛 佐 ニ 任 ず
同六月 兵乱 の 時 宇治川 ノ 先陣 を
渡 し 数輩 の 兄弟 ハ 京方 ニ 上 ル
といへども 一身 武門 の 味方 となり
専 忠誠 を 抽 ず

貞應元年十月十六日左兵衛尉
惟行
安貞元年十一月使の宣旨と蒙る
同二年十二月廿六日叙爵
寛喜三年正月廿九日近江守を
中宮御産御祈の巡年号綱
三方丈の迎ぎるの賞なり
貞永元年正月晦日従五位上
叙し但国をやめられよ叙
文暦元年正月九日薨去
同七月廿六日出家
法名慶俊
廣定
太郎　左兵衛尉　馬倒の犯
時綱
左兵衛尉　常刀　依保乃犯
行綱
七郎　左兵衛尉　本名八云綱　仲依乃犯

法名慈佛

彩定

十郎　山中乃祖　法名慈彩

定厳

山法　岩之法尼

定賀

伯耆云　檜ヶ谷部

なり

女子

金見信綱ノ子小

畏海左大臣　信正云澄乃母

女子

春花門院大進

重綱

右郎　使　左兵衛尉

大京乃祖　法名慈禅

彩久会乱乃ときさ甲冑衣服を脱

して剱なりびよ弓箭を帯し

父信繩が馬の鞦より付宮治川
をとりはなす
宮治勳亂のとき軍功あるより
大原の庄を給ふ

高信
陽成院　左兵衛尉

泰綱
使坂立佐下　を波守
母八川滿の郎平為重が女

六角の祖なり　山門西條名山等皆
氏未流なり
家の紋四目結

氏時
一本小氏信より似る
使坂立佐上　近江守　對馬守
母泰綱と同
京極の祖家の紋四目結
馬田高若岩山鞍智長江塩谷地

号笘京極乃御流水ゝ紋ハ藤菱
とゝ

泰信
左兵衛尉
平井高藤下坂号乃祖

彰繩
五郎　信濃守　左兵衛尉　お羽丸

衛信

七郎　長田　市京号の祖

彰信
三郎　信濃守　左兵衛尉　河内守
横山乃祖

氏繩
四郎　左兵衛尉
田中の祖　お雲丸

義綱

太郎　左馬頭　出羽守

弘安八年十一月十七日城陸奥入道
追討北条時宗を被仰付ふにより
出羽守
家乃紋白月絡

有信

左馬頭

義氏

四郎　長尉

時綱

形氏

四郎　左馬頭　出羽守

康永四乙八月廿九日天龍寺住書
号氏将軍宗何の時法号となる

常刀十六番乃内なり

氏時

五郎　左馬頭　右羽右

應安七年四月廿八日鹿苑院義滿
八幡ゝ宋詣の時調度乃役をつとむ
康暦元年七月廿六日義滿大將家
賀のとき常刀十二番の内なり
同三年正月七日白馬乃節會義滿
宋内の時常刀三番乃内なり
同年七月義滿内大臣家賀のとき
常刀十番の内なり
永德元年三月十一日室町の亭へ
行幸乃時義滿佩き常刀十番の
内なり

時綱

五郎　左馬頭

永享二年七月廿六日普光院義教
大将為賀の时节刀十二書の内なり
同九年十月廿日室町乃亭へ行幸
乃とき義教佩き节刀十六書の
内なり

高親

左兵衛尉　信濃守
康正二年七月廿六日慈照院義政

奥清

治次郎　刑部少輔
文明十八年七月廿九日光徳院義尚
大将為賀の时节刀十二書の内なり

大将為賀乃时节刀十二書の内なり

植綱

右羽守　民部少輔

恵林院義植違乃字を授
享禄元年京都逆乱乃時義松院
義晴植緇が打本の鉋て渡御ありて
翌年三年特て右節とせ
ゝて同三年正月廿日義晴大納言よ
り任官を受て植綱が鉋ふ
ありて清大外記等宣旨を
打本の鉋て拵来を
天文年中義晴京内の時毎度
御剱乃役をせむ山時世勢を掌ち
七人名代役をせむ植綱と一人なり
同八年同六月十六日京都乃騒動を受
植綱御中て上洛同十六日義晴
の息男義輝を八歳て移これを
守護を
同十五年十二月十八日光源院義輝坂
本て渡御乃大鉋左馬作晴光
伊勢守貞孝等と同道馬かく仕を

同月十九日義輝元服の時折紙給仕をつとむ

貞綱

玄門左衛　早世

元綱

弥五郎　法名信清　河内守

別髪しゝ牧弁と号す

母八条島井大納言雅綱の女

永禄十一年昇陽院義昭六條本國寺

をうつり居たりしとき法さきをつ

ぐ数百人あり三好が

一族数万人をもつてこれをせめこむ

元綱二男を四郎左衛門と率し打本の

左より急に本國寺に来る一方

を寺内防戦織田信長も亦波乗よ

りて加勢として来りこれをこれよりて

味方力を協せめ寄せ敵千餘人を
討取かつがゆへ三好が軍兵悉
退散す義昭元綱が戦功を感じ
吉光乃脇指を信長へ与へ
慶賀を
元亀元年信長戦列令違背
川退時浅井備前守列を
おしへ紀と云へ
とをつゝ敗北となり上洛せんす

以時

京師大指現これを援がゝ士卒を率
ゝ浅井が兵とをひゝ元綱先
を少甲冑を着し信長を迎して
陣つる時信長乃先鋒松永弾正
訪ゝ二色をみゝいゝ甲冑を
着ることなれとなる故
単衣廣袖乃道服を着して信長
ゝ謁す信長二色を感悦せ列

山岳取ハ乃鄉導となりて京師
ゆくなる
大将提秀吉ハ
天正十八年の冬
河内ゆくり
奇文長六年乃秋
大将現乃伯と蒙ると息男宣綱と同
じく鄉多の橋と造る聖ハれ入洛
の時橋乃藥仕と慶養ゆくと坂後

府ゆくりハ
思言乃辱と恥しきよ 洛前よ
ハ義昭をゆく
同十九年大坂御陣ハき元綱宣綱
洛後ハ入ゆくり永井右近太夫
紀ハ屬を付よ軍卒等天野の
ゆくりと逆暴となるとさう元
あり古色ハよりく元綱宣綱
約命とうけゆくと天野ハ赴先

をもつぶし

大将秋葉摩山に陣ごと移るとき

元穐等幕下に作を

元和元年大坂乱五月六日

大将秋久良伽利に進殺し給ふ時

なを上野介上ことを元穐宣縄に

ゆゑ久良伽利乃地を守らしむ

同二年

大将現蕊市の指制發しく牧谷と

号を

同年乃冬江戸にいたり

石淵院殿に仕へ給ふ

石おさ也市前に作し思言の序

とあと述へく

大将秋市慈こあり巳年老さ

ふをもつて乃ゆ汚憐情物に

あり

寛永九年に卒と歳八十四

宣綱

孫五郎　長紀の補

母は一条内府修寺門跡大僧正尭恵の女

寛永二年六月従五位下に叙し

兵部少輔に任じ

大坂夏陣に父元綱と同じく下に

ありて永井右近太夫組に属し

五月六日伯父久良伽利

を守り宣綱戦場より却かんと

して士卒をとゝのへ元綱に属せ

しめ久良伽利を伐ちしに宣綱

長士二三騎を率ひ七日の早朝

大将現れ出でゝ茶磨山に

いたる

寛永十年

将軍家の命をうけ給ふて分部

左京亮光信と同じく比叡山御造

嘗乃事ヲ以テ同十二年ヨリ始
十七年ヨリ御使造営院
同十八年ヨリ
ヨリ成ニ事ヲ言上ス

茂繩
指ス他母ハ京極中務少輔高清ガ女

高通
自脇正母同

京極丹後守高言知ガ養子トナル

良繩
十五歳射
母ハ伊勢貞国射友重ガ女

友綱
与五郎 母ハ田中右京亮射ガ女
寛文長十七年四月十七日細川越中守
忠興ガ家ヨリ召ヒ出サレ十四歳太與

と牧秋旧知の好あり故なり

元和元年大坂攻陣のときたゝ與

後兵を指引兵庫より淡路を聞

の士二十一騎と率　攻囲もとき中より上洛

せんとす時より

大将現の馬を少五月六日たゝ與牧

方より陣ごり六日より例名よりを

大将現より給しまつる日已より

当月八日より宿し七日より右與

天王寺表茨堂和泉守陣所より

おもしく攻紀伊より先く逆戦し

首級を切ふる十七歳

同日年三月十三日ゆいしれ

石淀院殿より仕えまつる

寛永九年八月十一日

将軍家の約命より

とをれ

同年乃名布衣を着とゝゆ

頭

正綱

泉五兵衛尉　母八加茂伊織則勝ノ女

植綱

民部少輔　始右信下　母上ノ同
又元綱ヲ祖父ノ名ヲ以テ称シ
てられをなづく

元和四年九月十一日ヲ以テ
将軍家ノ御上洛ノ時
十四歳
同九年
将軍家伏上洛の時供奉し八月四日
伏見城に於て始て信下ス　叙
民部少輔ト
同年十一月始て采地を給ふ
寛永二年二月采地を加増し給ふ

同年十一月又御地を加給ふ
同十年浮世院書の頭となる
同十一年浮上流の附付
同十二年与力同心を設置
同十三年八月十日御地を加給ふ
同十月 約命を蒙る 井澤利隆
酒井伯耆守忠勝 三浦志摩守正次 富
伯中守資京 阿部 對馬守重次 等と
同旗下 諸士乃事を支配をする正次

と共に二通をつとむ正次死して後
稙綱 特に召れをつとむ

禾子綱

泳立郎 母八安友右京進重長が養女
實八志水甲斐守義京乃右京が女なり

国立公文書館
National Archives of Japan

松下

宮内天皇十二代

恭縣

左兵衛尉　左衛門尉　従五位守

長縣

左兵衛尉　従五位下

貞長

左兵衛尉　上総介

氏綱

志波三郎　実は貞長が弟

高長

志波九郎　左兵衛尉　出雲守

参列碧海郡松下乃村より紀伊守高長と松下と号す

長信

源左衛門　出雲守

国長

国綱

源五郎

定綱

出雲守

長尹

源五郎

長則

源左衛門

為年より継源をもつて流国をゆ
るされ後別今川家よりたく
ひ後別小系氏康より仕へ

甲別信玄より仕ふ度〻合戦し
て名をあらはす
天正十八年三月十九日七十八歳にて
病死　法名長宗

之繁

加長宗　石見守
今川家より仕へ後別没落の後
東照大権現より仕へ江戸

遣別長上郡西塚村三十貫文の地を
給と仮 命と為 彰く秀吉行ふ
天正十五年十二月中旬 従五位下に
叙し 石見守と 紀を丹別牲村毋坂
村三千石の地を宛らる
同十八年小田原没落の後同十月上旬牲
村毋坂村を改め 遣別久野の城ならびに
給地一万六千石を 右のうち
千石 代替別 平尾村 蕨村なり 本

一万五千石の代 皮城つゝむ 合戦
〳〵 名を
文長三年二月晦日 六十二歳にて
卒 法名 長泰

重綱

右長泰 石見守
嫡男 次
天正十六年五月二日 従五位下

叡一石見守任を
文長三年にはじめて
大将提寺に出でられ関ヶ原
乃内陣に付奉り合戦よりて
首級五十余をうばわるること
さてまた自分敵を討
同七年十二月中旬より
石田院殿に出でられ遠別
久野とあるあり常別箱波北
郡小法村一万六千石をあたらさらに
千石代旧領勝別北平尾村厳村なり
同十九年大坂御陣乃に付奉り
於小ぶりにて多和雲ヶ原
天王寺にて一番に合戦し
自分又戦をまづ敵をうちとり
家来乃ものあり討死しあり
疵をかうむるものあり首級十七を
うちかつこと敵を

元和二年三月中旬田畑をあらあらく
下野國那須郡高山村堀二百八拾石の
畑地をしめつる
寛永四年三月中旬高山をあらあら
奥別二本松乃堀を堀つる五百石
と畑と
同年十月二百四十九歳にて病死
法名長誉

長綱

左助　石見守
寛永五年正月下旬奥別二本松
をあらあら同國田村乃郷三春乃
堀をしめつる三百石を伝と
寛永十三年十二月晦日伝五位下よ
叙し石見守と伝と

家乃紋
巳用帳

国立公文書館
National Archives of Japan

松下

●高長

長波九郎　右衛門　市雲也

高長壹別当原乃庄平河乃郷よ

うつり住居又松下村よ住居仕

松下と称号ともと

長信
源左衛尉

國長
加賀守

連長
源左衛尉

安秀
源太郎

連昌
義人　中國左近

演松
大膳亮従五位下
天正十七年十一月廿四日七十二歳ニ
して死ス　法名若雲

安繁
入道して宗文と号ス　生國因幡
大膳亮ニ成
右近院殿ニ仕ふまつる

寛永元年七月十三日六十七歳ニ
て死ス　法名笑安

重綱

与兵衛尉　生国同所
右近院殿とゝのひ
将軍家ニつかふ申る
寛永十七年九月十四日十三歳ニ
して死ス

貞綱

自馬　生国山城
元和四年ニ
将軍家ニつかへまつる

房利

兵衛尉　生国遠江
寛永六年ニ

将軍家より法名をたまる

忠綱（ただつな）

甚三郎　生國武義（いせ）

寛永十四年[illegible]

将軍家より賜（たま）しをたまつる

同十八年四月十[illegible]より出書（だんしょ）をつとむ

家乃紋　四月法

松下

勝綱

万五郎　生國土佐

大将現ゝ以ゝ長久を

御合戦ゝ仕奉して討死を歳

六十五

伊長

孫十郎　生國同所

大指揮をしたがへられまつる

文長六月八日伏見の城にて

討死をしる　五十三

長勝

孫十郎　生國同所

之勝

若市郎　生國同所

大指揮をしたがへ

石淵院殿

将軍家をしたがへられまつる

石淵院殿をしたがへられまつる

寛永四年五十二歳にして死と

法名切月

重政

清九郎　生國同所

右法院殿をうじ

將軍家ゟ仕へ給まつる

寛永二年四十五歳ゟ尼を

重氏

清九郎　生國武蔵

元和七年

右法院殿ゟ召てまつり

同八年ゟ御書を仕とむのら

將軍家ゟ仕へ給まつる

之綱

若女　生國同所

寛永十年

將軍家ゟ御召てまつり

同十五年より市蔵とつとむ

吉長

孫十郎　生國同所

寛永元年

将軍家より召しそまり

同四年より市蔵とつとむ

家乃紋　四目結

松下

善長（よしみが）

生國土佐

某

次郎右衛門

生國同所

元勝

彩六郎　生國同所

大指現存仕候まゝ

友勝

太兵衛尉　生國同所

白德院殿とゝ

將軍家ゝ仕候まゝ

家乃紋　日月法

国立公文書館
National Archives of Japan

松下

●高長

高長九郎

松下乃元祖

長信

源左衛門

國長

市雲右

國繩　長範
源五郎　源太兵衛

爲雲
友六郎

秀繩
京太兵衛

はじめは都筑と号し秀郷乃末孫
都筑兵部秀京八武列の人なり坂
上列なり居し今川氏真より
屬し蔵状五通あり秀繩秀京が
書子也なり家督をつぐ武蔵よ
松下とあらため都筑也称し
永禄十二年
大権現上列御入国乃ことに
安堵の御判をたまはる今よりて

而相模
元亀元年江刺姉川合戦乃記伝
して言名あり
大権現信玄ハ数度ハ合戦のと記毎度
大権現乃供奉して戦功あり
文長五年七月廿五武刑部ハ
て死をハ六十八ハ名誉合

為政

都筑弥左衛門
大権現遠刑三方原ニ戦ひ
と記ハ十八ハ供奉左
をもて浜ハ城陣よりハ甚
遂てあづかり
天正三年長篠合戦ニ供奉して
首二級をとり
同十八年小田原陣の時小笠原変
山中乃城をハ縄の堀を

西りうたいの記為政密謀し城中
を逃げられけれハ
大指現ずるに成ぬ功よりて
秀吉羽織をとる
享年十五
右逆院殿は上海の記為政を養子さ
と二人捨まもりとなる
元和元年大坂浮陣の記服部権
よりて是時五十人ばかりなる大名の
御門前自害をなしむ
同八年十二月十七日卯ノ刻六十八才
死を法名全念

為定

松下十郎
為氏より松下を号を
元和六年をぢめて
将軍家より賜しをまもる

郡乃級

[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan